

(症例3)

1. 報告内容

(1) 事例

6ヶ月未満の女性。

平成23年1月17日、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを1回目同時接種。

平成23年2月17日、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（2回目接種）、乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（2回目接種）、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（1回目接種）を同時接種。

2月20日午前8時30分、自宅にて呼吸停止状態で発見された。（うつ伏せではなかった。）布団には嘔吐物が残っていた。救急搬送されるも、来院時心肺停止状態であった。口腔内に嘔吐物は残っていなかったが、吐物誤嚥による窒息が疑われた。レントゲン上、両側肺野の透過性低下が認められた。血液検査は検体採取できず実施せず。心臓マッサージ、人工呼吸、エピネフリン投与の蘇生処置を行うも、死亡確認。

死因は乳幼児突然死症候群とされた。警察による検死を行っているが、詳細は不明。

(2) 接種されたワクチンについて

沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（ファイザー 10E02A）

乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（サノフィパスツール E1065）

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（北里研 AM009B）

(3) 接種時までの治療等の状況

接種時、若干鼻づまりがあったが、他は特に問題なかった。

2. ワクチン接種との因果関係についての報告医等の意見

報告医は、死因は吐物誤嚥による窒息が疑われるとしており、ワクチン接種と死亡との因果関係については判断できないとしている。

3. 専門家の意見

○A先生：ワクチン接種と突然死との間に前後関係はあるが、詳細が不明であり、因果関係については判断できない。

○B先生：死亡時に周囲（特に顔の周囲）に呼吸に影響するような物体があったのだろうか。うつ伏せでない限り何かそういうものが無いと SIDS と

は言い難いと思う。また、吐物誤嚥による窒息といえる所見があつたのか。先に報告された症例と同様、肺のうつ血ともとれる所見があるのが気になる。ワクチンと明らかな因果関係があるとは断言できないが、同じような所見のある死亡例がでてくると因果関係を考えざるを得なくなる。肺うつ血以外の吐物誤嚥や SIDS が否定できるかどうかが重要だと思う。

○C 先生：時間的要素（接種後 3 日）からは、死亡とワクチンの因果関係は肯定も否定もできない。

健康な、既往歴等も特記すべきことのない児のようで、接種後から死亡までの経過もはつきりしない。この段階では乳幼児突然死症候群の可能性は否定できないと思う。吐物誤嚥による窒息が疑われる（確定ではない）という情報もあるようだが、気道内へのミルクの侵入等は死戦期の嘔吐等で起こることもあり^{注)}、死因の有意な決めてとはなり得ない所見ともされている。やはり死因究明のためにも、検死結果の詳細が待たれるところで、（死因が確定してもワクチンとその死因との因果関係を言うことは難しいかもしれないが）現段階ではワクチンとの因果関係は肯定も否定もできないと考える。

注) 参考文献 日本 SIDS 学会診断基準検討委員会編 乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断の手引き改訂第 2 版 J Jap SIDS Res Soc 2006;6(2): 73-97.